



# 複写厳禁

第6号様式（第9条）

5指令環廃第354-32号

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県刈谷市大正町六丁目203番地  
(所在地)  
氏名 ヒラテ産業有限会社  
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 平手 裕樹 様

令和6年1月16日付で申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき次のとおり許可します。

令和6年3月27日

名古屋市長 河村 たかし



1 許可番号 20-1-51

2 許可期間 令和6年4月1日から  
令和8年3月31日まで

3 事業の範囲（収集及び運搬の別並びに取扱廃棄物の種類）

ごみの収集運搬

ただし、食品循環資源を除く業務の区域は以下の3事業所に限る。

UDリテール株式会社 MEGAドン・キホーテUNY東海通店

ユニー株式会社 アピタ緑店

ユニー株式会社 ヒルズウォーク徳重ガーデンズ

以下余白

4 許可の条件

市長の定める事項を遵守するとともに処理実施計画に基づいて業を行うこと。

以下余白

5 許可の更新及び変更の状況

令和6年4月1日 更新  
以下余白

再交付・書換え交付  
(理由及び年月日)

- 備考 1 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、この許可があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。  
この許可について不服があるときは、この許可があつたことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。